

令和2年

行方市農業委員会

第4回総会会議録

(令和2年4月27日)

令和2年4月27日 行方市農業委員会第4回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第30号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第31号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第32号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第33号	現況証明願について
議案第34号	令和2年度事業計画について
議案第35号	行方市農用地集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第36号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第22号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第23号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	

3 本日の欠席委員

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後3時2分
(会長挨拶)

事務局

皆様、大変お疲れさまでございます。
ただいまより令和2年行方市農業委員会第4回総会を開会させていただきます。
総会議事日程第2、会長挨拶。
清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めまして、こんにちは。
新型コロナウイルスの感染拡大というようなことで緊急事態が発令されているということでございます。皆さん、大変不安もある中で総会に出席いただきましたこと、誠にありがとうございます。
また、先ほど、今、局長のほうより紹介がございました。今回の人事異動で土子補佐が課長として福祉課ですよね、福祉課の何というところだか……

会長 介護福祉課です。
介護福祉課ですか。その代わりに寺坂さんが昇格をしてやっていただける。寺坂さんの代わりに藤野さんが今度係長になってやっていただく。局長は去年に続いてバックアップをやっていただく、こういうことでございます。力を合わせてやっていきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。
コロナウイルスの影響で、今日も席を若干ずらしてやっていただいております。新型コロナウイルスの影響で、今日も席を若干ずらしてやっていただいております。ご了承くださいけれども、接触を減らすという、これに農業委員会も協力をしていかなければならないと、このように思っております。何か来月からどのようにやったらいいか、後ほど相談をしていただきたいというふう思っております。
これから春の農作業も忙しくなりますので、体に十分気をつけて取り組んでいただきたいと思っております。
時間をかけずに総会を進めていきたいというふうに思っております。協力のほどよろしく願いをいたします。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 日程第3、経過報告。
4月行事経過報告のほうを御覧いただきたいと思っております。
4月14日、第2回役員会、北浦庁舎で役員と事務局で行いました。
同じく4月14日、営農型太陽光発電施設の視察です。かすみがうら市農業委員会のほうに行ってまいりました。清水会長、高塚代理、横山農地部会長、原農地部会長代理、吉田委員、根本委員、あと事務局で行きました。
同じく4月14日、農業委員会行方地域協議会の総会、こちら書面協議になりました。北浦庁舎で清水会長、高塚代理、横山農地部会長、郡司農政部会長、事務局で行いました。
4月22日、農地管理指導、井上地内の農地管理指導に郡司農政部会長と事務局で行ってまいりました。
4月27日、行方市農業再生協議会監査ということで、清水会長が監査委員になっておりまして監査をやっております。
同じく4月27日、本日なんですけれども、広報委員会、この総会の前に広報委員会を行いました。広報委員と事務局で行いました。
第4回総会、本日の総会でございます。よろしく願いいたします。

(議長の選出)

事務局 日程第4に入ります。
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長としての議事進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

(資格審査報告)

議 長 それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は0名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 員 異議なし。
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。
6番中城かおり委員 7番風間啓次委員。

(書記の選出)

議 長 総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命いたします。

(議事日程報告)

議 長 議事日程は別紙日程表のとおりです。

(議案の審議)

議 長 それでは、各議案の審議に入ります。

(議案第30号)

議 長 議案第30号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第30号について朗読する(別紙議案書のとおり)。

議 長 藤野係長、初仕事、大変ご苦労さまでございました。
それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 番 1番、平塚です。第1項の調査報告をいたします。この調査には山野委員、横山委員の協力をいただきました。
譲受人は行方市杉平在住、60代の女性です。譲渡人は受人と同居の90代の男性です。受人は渡人の娘で、現在、水稻、約4反歩を栽培しておりますが、取得後の栽培面積は水稻、カンショを合わせて約9反歩ほどになります。渡人は高齢ですが、元気なうちに受人に譲りたいとのことでした。必要書類も添付されており、両人の意思も確認できているため、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上。

議	長	調査の結果は許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議 ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、内藤です。それでは、第2項の調査報告をいたします。 譲受人の方は市内羽生に在住して水稻、カンショ、ゴボウ等600aを耕作する5 8歳、農業の男性です。譲渡人は同じく市内羽生に在住する83歳の女性です。2 人の関係は親子でございます。申請事由については経営移譲で、区分については贈 与による所有権移転です。渡人の女性はもう高齢になり、譲受人に農業経営の全て を譲りたいとのことでした。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしてまい りました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は何ら問題なく許可が相当ということでございます。審議をお願いいた します。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。第3項の調査報告をします。 譲受人は市内谷島在住、64歳、専業農家の男性です。夫婦で水稻、エシャロット を8万3,576㎡作付しています。譲渡人は市内繁昌在住、77歳、無職の女性 です。受人は規模拡大のため売買により所有権移転で申請したものです。周辺にも 作付しており、何ら問題なく許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしく お願いします。以上。
議	長	調査の結果は何ら問題なく許可が相当ということでございます。審議をお願いいた します。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。4項の調査報告をいたします。 譲受人は市内三和に在住し農業を営む57歳の方でございます。主に米、レンコ ン、施設野菜等を189aほど耕作しております。渡人は市内三和に在住する90 歳の方でございます。申請理由は農業経営規模の拡大のための売買により所有権 の移転をしたいというものでございます。農業従事日数も280日、農機具もそろ い、隣接地を耕作しており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審 議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 9 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 19番、山野です。第5項の調査報告をいたします。 譲受人、年齢62歳、市内石神在住、農業の女性の方になります。田、畑合わせて2.6haの営農をしております。主に施設園芸を中心とし、キュウリ、トマトの栽培をしております。譲渡人については年齢52歳、同じく石神在住、女性の方で、譲渡人とは親戚関係になる方でございます。申請事由については議案書に記載のとおりでございます。農業経営の規模拡大し経営の安定を図るとのことでございます。区分については所有権移転で申請されたものです。何ら問題ないものと調査をまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 6 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。6項の調査報告をいたします。 譲受人は茨城町に在住し農業兼パートをしている58歳の方でございます。譲渡人は市内成田在住の87歳の方であります。2人の関係は親子でございます。申請理由は、渡人は老齢になったので、実子である受人に農業経営の全てを任せるためとのことでございます。贈与により所有権の移転をしたいということであります。耕作面積は63a、従事日数は150日、通作距離は16kmとやや遠くではあります。通作は可能であり、許可が相当と調査をまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 4	長 番	次に、7項、8項、9項は関連がございますので、一括の審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。 4番、内藤です。それでは、第7、8、9項は関連がありますので、一括して調査報告をいたします。 譲受人は7、8、9項とも銚田市に在住する50歳、農業の男性です。7項の譲渡人は市内浜に在住する76歳、無職の女性です。8項につきましては、8項の譲渡人は同じく市内浜に在住する68歳、無職の男性です。9項の譲渡人は市内八木蒔に在住する60歳、会社員の男性です。申請事由につきましては、農業経営の規模拡大、区分については売買による所有権移転でございます。譲受人は銚田市でカン

		<p>シヨを中心に798aを耕作しております。申請地までは距離はちょっと22km、時間にして30分ぐらいかかりますが、108aが1か所でまとまって作業ができれば問題はないということでございました。現場は国道355号、消防浜出張所から北に300m入ったところでございます。調査の結果、問題なく許可相当と調査をしまりました。皆様方のご審議をよろしく願いたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は、通作距離は22kmとやや遠くはあるが、問題はないということでございます。審議を願いたします。ご異議ございせんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項、8項、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	<p>11番、椎名です。第10項の調査報告をします。</p> <p>受人は潮来市在住、74歳、農業の女性です。渡人は行方市在住、56歳の会社員の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るです。区分は売買による所有権の移転です。権利取得後は芝、露地野菜を作付するそうです。夫と2人で年間250日農作業に従事しております。権利を設定しようとする土地までは16km、25分です。何ら問題もなく許可相当と見てまりました。皆様のご審議よろしく願いたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議を願いたします。ご異議ございせんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	<p>10番、郡司です。第11項の調査報告をいたします。</p> <p>譲受人は71歳で行方市井上に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜などを268aほど営農しています。譲渡人は78歳で、同じく行方市井上に在住し、農業の方です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまりました。皆様のご審議よろしく願いたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は何ら問題のないものということでございます。審議を願いたします。ご異議ございせんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。
7	7番	<p>7番、風間です。12項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は市内芹沢地区在住、78歳、農業の男性です。1万8,444㎡で共に露地野菜を耕作しています。譲渡人は市内玉造甲地区在住、69歳、農業の男性で</p>

		す。申請事由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図るため、売買による所有権移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。13項の調査報告をします。 譲受人は行方市麻生、72歳、農業の女性の方です。譲渡人は行方市山田、遺言執行人、69歳の男性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大、特定遺贈による受遺者である譲受人が農地の所有権を取得するということです。区分は贈与による所有者移転です。譲受人と死亡した方の関係はいとこになります。所有する全財産を譲受人が遺贈するという遺言書がありまして、夫婦を合わせて水稻6,377㎡、農業日数250日、農機具もそろっており、家から17km、20分くらい、何ら問題ないと調査報告をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は問題のないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、方波見です。14項の調査報告をいたします。 譲受人は繁昌在住の37歳、男性、農業兼会社員の方です。渡人は繁昌在住の75歳男性、農業の方です。2人は同居の親子となります。土地は田畑合わせて1万3,122㎡となり、米、ニンジン、エシャロットなどを耕作しております。今回、高齢になったため、息子に経営移譲し所有権を移転したいとのことです。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は何の問題もなく許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、15項から20項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。15項から20項までは関連がありますので、合わせて調査報告をいたします。 この案件につきましては、先月の総会で継続審議となった案件でございます。その

後、4月14日に清水会長、高塚代理、横山農地部会長、吉田委員、根本委員、事務局同席の下、かすみがうら市でシャインマスカットを栽培している施設で、かすみがうら市農業委員会の職員から設備の生育状況等の説明を受け、見てまいりました。設備の遮光率は60%ほどで、今回の申請地と同程度になります。植えてから3年ほど経過しているということであります。3年の更新期間に際しては、普及センターの方にも見ていただいたそうであります。おおむね順調に生育しているということでした。その後、事業者から提出された山梨で手がけている設備の仕様からも、遮光上の問題はないかと思われまます。

次に、営農を続けていく上での体制はどうかということでありまますが、営農体制の強化を図るべく、常駐社員の配置や営農指導者との協定締結など、現在、見合わせている部分もあるということですので、その話を聞いてから判断したほうがよいのではないかということになりました。今回も保留し、継続審議とすることが妥当であろうと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長 調査の結果は、シャインマスカットはソーラーパネルの下でも栽培は可能であるというような調査結果は出たのでありまますが、営農の体制が整っていないということで、今回も保留したいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、15項、16項、17項、18項、19項、20項は保留といたします。

議 長 次に、21項、22項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めまます。

1 2 番 12番、吉田です。21項、22項は関連がございますので、併せて調査の報告させていただきます。

この案件につきまして、先ほど原委員のほうからも報告がありまましたとおり、4月14日に清水会長、高塚代理、横山農地部会長、原委員、根本委員、事務局同席の下、かすみがうら市でシャインマスカットの栽培をしている施設を見学し、かすみがうら市農業委員会事務局職員から生育状況について説明を受け、調査してまいりました。先ほど原委員から報告がありまましたとおり、この案件につきましても、営農体制の強化を図る上で見直していることもあるということですので、それを聞いてから営農の確実性を判断したほうがよいと思ひ、今回も保留し、継続審議とすることが妥当であろうと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、営農の確実性が確認できないので保留としたいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、21項、22項は保留といたします。

		(議案第31号)
議	長	議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和2年4月27日提出、行方市農業委員会 清水 量。
		第1項、土地は小幡地内の畑、9,522㎡のうちの1,098.49㎡、申請事由は農作業場兼キヤリング倉庫建設地が新規申請となり、農用事務所及び農機具格納庫が違反転用の是正になります。転用許可基準でございますが、農地の区分は集団農地の理由から第1種農地と判断され、原則許可となり得ない農地ですが、第1種農地例外として、申請に係る農地を農業用施設に供するものと判断され、許可となり得る農地となります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認しております。
		続きまして、第2項、土地は手賀地内の畑、全2筆、計122㎡、申請事由は宅地進入路で違反転用の是正になります。転用許可基準でございますが、農地の区分は集団農地の理由から第1種農地と判断され、原則許可となり得ない農地ですが、第1種農地例外として、住宅、その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断され、許可となり得る農地となります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2	番
		12番、吉田です。第1項の調査報告をします。調査には根本委員の協力をいただきました。
		申請人は行方市小幡在住の46歳、農業の男性です。申請理由ですが、サツマイモを建てたく、転用許可の申請となります。現在、家族3人でサツマイモを中心に8町歩ほど耕作しています。現在ある倉庫では小さく、サツマイモは入り切らないため、農協、友人にキヤリングを委託しているとのこと。新しく大きな倉庫と作業部分を建てたいとのことでした。また、許可を得ず無断で農機具格納ハウス、事務所等を平成15年頃より建てて使用してしまったとのこと。始末書の添付と、本人も大変反省し、今後このようなことはないようしますとのこと。農業用に使用することでもあり、問題なく許可相当と見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は始末書等も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1 3 番 13番、高塚です。第2項について調査報告をいたします。調査には郡司、古渡両委員に現地の確認と協力をいただきました。
申請人は市内手賀在住、農業の60代の男性の方です。申請事由は宅地進入路で、違反転用の是正でもあります。昨年10月の総会において農用地域除外をお願いしたものであります。現在の自己用住宅の進入路が地目上、畑になっておりまして、今回、住宅の建て替えを機に宅地にしたいとのこととあります。現地は県道水戸神栖線、吉藤運送の反対側になります。始末書も添付され、その他書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

(議案第32号)

議 長 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第32号について朗読する(別紙議案書のとおり)。

議 長 ありがとうございます。それでは、審議に入らせていただきます。
1項、2項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、古渡です。第1項、第2項の調査報告をいたします。この案件には高塚委員と郡司委員に同行していただきました。
受人は行方市玉造甲に住む63歳の建設業をやっている男性です。譲渡人は同市玉造乙に住む76歳の農業をやっている男性です。受人は平成31年4月30日頃より農地法の許可を得ず無断で資材置場にしていたようです。本人も深く反省していました。申請理由は資材置場、違反転用の是正、区分は所有権移転です。事業計画書、始末書など添付されて、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1 6 番 16番、原です。3項の調査報告をいたします。この案件につきましては清水会長

		と調査してまいりました。
		受人は銚田市舟木に在住する34歳の教員の男性でございます。渡人は市内次木在住の農業の69歳の男性の方であります。申請理由は、現在銚田市の借家住まいのため、生まれた地域に住みたかった、また実家が近いためだそうです。また日当たりがよく、生活環境がよいためとのことであります。当該農地を転用目的で所有権の移転をしたいというものであります。場所は次木●●●●●●●●でございます。農業事業計画書など必要書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上でございます。
議	長	調査の結果は必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、内藤です。第4項の調査報告をいたします。この案件につきましては、根崎、風間両委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人の方は福岡県福岡市に在住する再生可能エネルギーの発電・売電事業を行う会社の代表、会社員の男性です。譲渡人の方は市内浜に在住する76歳、無職の女性です。申請事由につきましては太陽光発電設備設置で、区分につきましては売買による所有権移転です。譲受人は申請地を買い受け、太陽光パネル360枚を設置して49.5kwを発電する計画をしてございます。現場は消防出張所から北に300mほど入ったところでございます。現況は譲渡人が長い間耕作できずにいた土地でもあり、原野化しておりました。今後も耕作はできないということでございました。必要書類も事業計画書、残高証明書等々整っております。調査の結果は許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	10番、郡司です。第5項の調査報告をします。この案件につきましては、高塚、古渡両委員とともに調査してまいりました。 譲受人は千葉県船橋市で再生可能エネルギー事業を行う会社代表の方です。譲渡人は67歳で行方市荒宿に在住し農業の方です。申請事由は記載のとおりで太陽光発電設備です。区分は売買による所有権移転です。場所は行方病院から南に約1.5kmのところになります。事業計画書、見積書、隣接土地所有者の同意書など必要書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議	長	調査の結果は必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、風間です。6項の調査報告をします。今回の調査は根崎、内藤両委員さんとともに調査してまいりました。 借受人は市内芹沢地区にある自動車解体業を営む48歳の男性です。貸人は市内捻木地区在住、72歳、農業の男性です。申請事由は違反転用の是正で、平成30年5月頃より長年耕作されず放置されていた土地を駐車場、車置場にしていたということです。区分は賃貸借権の設定となります。場所は県道鹿田玉造線の捻木信号500m手前の左側です。隣地所有者の同意書、始末書など必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は始末書等必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 16番、原です。7項の調査報告をいたします。この案件につきましても清水会長と調査してまいりました。 借受人は市内両宿で建設業を営む法人であります。貸人は市内両宿に在住する73歳の方であります。申請理由は資材置場への進入路にしたいとのこと。違反転用の是正であります。場所は自性寺東側100mほどのところであります。事業計画書など必要書類もあり、また始末書も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。
議	長	始末書等必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項、9項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 16番、原です。8項、9項は関連がありますので、一括ご報告させていただきます。8項、9項とも清水会長と調査してまいりました。 8項の受人は市内両宿で建設業を営む法人でございます。渡人のほうは市内内宿に在住の73歳の方でございます。申請理由は事業拡張のため資材置場が必要となったので、当該農地を転用する目的で賃貸借権の設定をしたいということでございま

		<p>す。違反転用の是正であり、場所は自性寺の東側100mのところでございます。また、9項のほうは、借受人は市内内宿で建設業を営む法人であり、貸人は市内内宿に在住する72歳の方であります。申請理由は8項と同じで、事業拡張のため資材置場が必要になったので、当該農地を転用する目的で賃貸借権の設定をしたいというものです。違反転用の是正であります。場所は8項と同じ自性寺の東側100mのところでございます。事業計画書、また必要書類、始末書等も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様方の8項、9項ともご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>始末書等必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、8項、9項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	3番	<p>13番、高塚です。第10項について調査報告をいたします。調査には郡司、古渡委員の協力をいただきました。</p> <p>譲受人は市内手賀在住、30代の会社員の男性です。譲渡人は銚田市在住、60代の会社員の男性の方です。申請事由は自己用住宅、区分は売買による所有権の移転となります。今回、家族3人で住むため住宅を建築することになり、土地を探していたところ、母親の知人である譲渡人が快く譲ってくれることになりまして、今回の申請となりました。現地はコメリ玉造店より200mくらいのところあります。事業計画書、残高証明書等そろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、11項から15項は関連がございますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	6番	<p>16番、原です。11項から15項までは関連がありますので、一括して調査報告させていただきます。</p> <p>借受人は福岡市で太陽光発電を営む法人でございます。11項から14項までの貸渡人は市内次木の農業法人でございます。15項の貸渡人は潮来市在住の70歳の女性であります。申請理由は営農型太陽光発電設備の設置で3年間の一時転用となります。先ほど3条でもご審議いただいたとおり、営農体制の強化を図る上で見直している計画を聞いてから判断したほうがよいのではないかとということになりました。今回も保留し、継続審議とすることが妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>調査の結果は3条案件と同じで保留ということでございます。審議をお願いいたし</p>

全 員 ます。ご異議ございませんか。
 議 員 異議なし。(全員一致)
 長 異議なしと認め、11項、12項、13項、14項、15項は保留といたします。

議 長 次に、16項の調査員より調査の報告を求めます。
 1 2 番 吉田です。16項の調査報告をいたします。
 借受人は福岡市で太陽光発電事業を営む法人です。渡人は市内小幡在住の63歳の男性です。申請理由は営農型太陽光発電設備の設置で、3年間の一時転用となります。先ほど3条でもご審議いただいたとおり、営農体制の強化を図る上で見直していることを聞いてから判断したほうがよいのではないかとということになり、今回も保留し、継続審議とすることが妥当であろうと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は3条と同じく営農の体制の確認ができないということで、今回も保留
 全 員 異議なし。(全員一致)
 議 長 異議なしと認め、16項は保留といたします。
 ここで暫時休憩といたしたいと思います。前の時計で15分、4時15分から審議を再開したいと思います。

(休憩) 午後4時00分～午後4時15分

議 長 それでは、定刻でございますので、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

(議案第33号)

議 長 議案第33号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第33号について朗読する(別紙議案書のとおり)。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、1項ごとに審査をします。
 1 項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、方波見です。この件は横瀬委員とともに調査してまいりました。
 1 項について調査報告をいたします。
 申請人は92歳、女性の方です。繁昌に住んでいましたが、高齢となり独り住まいは無理ということで、常陸太田市の娘さんのところでお世話になっているとのことです。そういう事情があり、代理人として潮来の行政書士の方が権利を委任されており、現地を見てまいりましたが、周りは広い畑で作付されているのですが、申請のあった畑は45年も休作しており原野化としておりました。この状態ではとても耕作は不可能と見てまいりました。地目変更登記のため非農地証明が欲しいと

		のことです。問題はないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は原野化しており、非農地証明書を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、横瀬です。2項の調査報告をします。この議案につきましては方波見委員と調査してまいりました。 申請人は当市山田在住の男性の方です。37年前より庭として利用していたものが、新たに住宅を建設するために確認したところ、農地のままであったということでした。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明です。問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は昭和57年頃より宅地として利用しており、非農地証明書を交付してもよいというようなことでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。第3項の調査報告をします。この案件は風間、内藤両委員と調査してきました。 申請人は市内捻木在住、72歳の男性です。昭和61年頃より農作業の倉庫を造り作業場として使用していましたが、一部畑が入っていたことが分かり、今回の申請になったそうです。地目変更登記のため非農地証明願ひです。問題なく許可相当と調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は非農地証明書を交付しても問題ないものということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、内藤です。第4項の調査報告をいたします。この案件につきましては根崎、風間両委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 申請人は市内浜に在住する男性です。願出要旨につきましては、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は旧玉造西小学校から右側に100mぐらい入ったところでございます。30年前から耕作しておらず、現在は原野化しておりました。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断をし、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひ

		たします。以上です。
議	長	調査の結果は原野化しており農地に復元するのは困難で、非農地証明書を交付してもよいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。第5項の調査報告をします。この案件も風間、内藤両委員と調査をしてきました。 申請人は市内捻木在住、84歳、農業の男性です。22年前頃より作付されず山林化しています。農地に復元しても継続した利用が困難と思われ、地目変更登記のため非農地証明を発行してもよいと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上。
議	長	調査の結果は山林化しており農地に利用するのは困難であるから、非農地証明書を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、吉田です。第6項の調査報告をいたします。調査において根本委員の協力もいただいております。 申請人は行方市在住の82歳、農業の男性です。申請理由ですが、地目変更登記のための非農地証明の申請でございます。平成2年頃より農業用倉庫となっており、農地でなくなってから20年以上経過しており、農地への復元は困難であるということから、現況証明の発行をしてもよいと思われまふ。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は宅地として長年利用されており、非農地証明書を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第34号)
議	長	議案第34号 令和2年度事業計画についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事	務	議案第34号について朗読する(別紙議案書のとおり)。
局		資料ナンバー1のほうを御覧いただきたいと思います。事前に郵送したものになります。

事務局

事前に配付していますので、詳細な説明については割愛させていただきます。
大まかな内容につきましては、構成については昨年度と同じような内容となっております。

8ページの5番の令和2年度農業委員会事業予定表というのがありますので、そこだけ簡単に説明させていただきます。

行事予定は昨年の実施状況から入れさせていただいたものがほとんどなんですけれど、ただ、上半期につきましてはコロナウイルスの収束状況から大きく変更すると思われるので、ご承知おきいただきたいと思います。6月に農地部会、農政部会のほうを開催させていただく予定をしております。

次に、9ページのほうに移りまして、農地利用状況調査ということで、7月に入っております。その期間に利用状況調査を農業委員、推進委員のほうで実施したいと考えております。それから、11月の上旬に1泊2日の視察研修を予定しております。

続いて、10ページのほうをお開きいただきまして、11月の総会につきましては、午前中に総会を行って、午後から農業委員会の行方地域協議会の全体研修会ということで予定をしております。こちらにつきましては、今年度から行方市のほうが事務局ということになっておりますので、行方市のほうで研修会のほうを実施することになると思います。続きまして、12月につきましては、要望書の提出ということで入っております。総会につきましては23日のほうを予定させていただいております。それから、1月に入りまして、総会と同日に農政部会と農地部会を開催する予定となっております。こちらにつきましては農地転用の農地パトロールと農業労賃及び賃借料の関係を議題として開催する予定となっております。それから、2月に入りまして認定農業者、農業後継者、女性団体との意見交換会、それから農地パトロールのほうを予定させていただいております。

主立ったものは以上になるかなと思います。

あと、付表ということで、農業の概要とか組織関係、予算、それから昨年度の農地関係の事務処理状況、非農地、耕作放棄地の状況、農地の集積関係、それから農業新聞の購読者の実績、農業者年金の実質加入実績、事務処理の実績が一覧となっております。

それから、4月の全戸配布でお配りしましたチラシのほうが入っておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございましたが、行方市農業委員会の1年間の事業計画につきましては4月14日に役員会を開催いたしまして、慎重に審議をした経緯がございます。委員各位のご了解をいただいて事業実施をしまいたいと、このように考えております。先ほど寺坂補佐より説明がございましたコロナウイルスの関係で変更になることも出てくるというふうな想像がされるのでありますが、早め早めに意思決定をしてやっつけていかなくちやならないと、そのように思っております。な

		<p>るべくご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、審議をお願いいたします。何か意見等がありましたら、よろしくお願いをいたします。</p>
1 議 事	番 長 務 局	<p>今の10ページの12月の予定なんですけれども、23日って祭日……。</p> <p>ちょっと確認をお願いします。23日。</p> <p>以前、一昨年までは天皇誕生日だったんですけれども、今回は祝日になっていないので大丈夫です。</p>
議 1	長 番	<p>23日大丈夫でよろしいですか。</p>
議	長	<p>はい。</p> <p>結構いろいろ行事ございますので、質問等ありましたらお願いをいたします。大丈夫ですか。</p> <p>それでは、ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、令和2年度事業計画を決定といたします。</p>
		<p>（議案第35号）</p>
議	長	<p>議案第35号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局		<p>議案第35号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>資料ナンバー2のほうを御覧いただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。</p> <p>2枚目の農地中間管理事業総括表のほうでご説明いたします。</p> <p>新規の設定が田14件、15筆、2万9,680㎡、畑6件、16筆、2万9,410㎡、新規のみの合計といたしまして18件、31筆、5万9,090㎡になります。</p> <p>次のページから農用地等利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定といたします。</p>
		<p>（議案第36号）</p>
議	長	<p>議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>議案第36号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>資料ナンバー3のほうを御覧いただきたいと思います。令和2年3月30日付で行方市長より農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公営社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が31筆、5万9,090㎡になります。詳細につきましては、その次のページに一覧表が記載されておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>なお、議案第35号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。</p>
議長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。</p>
	<p>（報告第21号）（報告第22号）（報告第23号）</p>
議長	<p>報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第23号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告第21号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第22号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第23号について朗読する（別紙議案書のとおり）。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
全員	<p>それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。</p>
全員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>（閉会宣告） 午後4時38分</p>
議長	<p>本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。これで第4回総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。ご苦労さまでございました。</p>